

◎新潟県企業局訓令第2号

局 本 庁
事 業 所

新潟県企業局文書規程（昭和60年3月新潟県企業局訓令第1号）は、令和2年3月31日限り廃止する。
令和2年3月31日

新潟県企業管理者 桑 原 勝 史